

7.20ソーシャルワーカーデーの実施について

2009年5月12日
ソーシャルケアサービス従事者研究協議会
代表 大橋謙策

社会福祉関係の全国的な職能団体、社会福祉従事者養成教育機関・施設、社会福祉関連学会17団体が加盟する私たちソーシャルケアサービス従事者研究協議会は、4月の全体会議にてわが国のソーシャルワーカーデー（英語表記“Social Workers' Day”）を毎年、祝日である「海の日」（2009年は7月20日）と決めました（1）。これは、国際ソーシャルワーカー連盟（IFSW）が2008年ブラジル総会で「世界ソーシャルワークデー」（毎年3月の第3火曜日）を設定したことも契機となりました。

ご承知の通り、わが国ではここ数年、経済不況とも相まって国民の福祉ニーズが増大・深刻化・先鋭化しており、国民の生活困難や苦しみの解決に前線で立ち向かい、国民の普通の暮らしの幸せを実現するために献身する実践力のあるソーシャルワーカーへの期待が高まっています。そのため、2007年の社会福祉士及び介護福祉士法の改正に続き、2009年には精神保健福祉士法の改正も審議されています。しかし、国民各層には私たちの役割や実践が十分に伝わっているとは言い難い状況の中で、ソーシャルワーカーの任用・職域拡大や待遇改善も大きな前進が見られていないのではないのでしょうか。

ソーシャルワーカーデーを設定した目的は、これを契機に社会福祉専門職であるソーシャルワーカー（日本では基本的に社会福祉士及び精神保健福祉士をいう）の社会的認知を高め、国民のソーシャルワーカーに対する関心と理解を拡げることにあります。また私たちは、国や自治体、社会福祉事業者等の関係者にソーシャルワーカーの任用・職域拡大及び現任者の待遇改善を要望する機会とすることや、次代のソーシャルワーカーを育てるために、社会福祉士・精神保健福祉士を養成している大学、養成施設への入学者を促進する機会にもしたいと考えています。

そのため、社会的認知と関心・理解を拡げる啓発普及活動を全国規模で展開することや、国や自治体、関係団体にソーシャルワーカーの任用・職域拡大と待遇改善を働きかけることなどを決めました。具体的には、ソーシャルワーカーデーの統一ポスターを作成し、広く配布すること、各都道府県及び市町村にアピール文を発送すること、都内で7月20日に中央集会及び「福祉系大学理事長・学長会議」を開催し、共同アピールを行うこと、職能団体を中心に、「アジア国際ソーシャルワークシンポジウム」を開催（前日）することなどです。

- 1 ソーシャルワーカーは、全ての人を（海には国境がない、一つである）、力強く（海にはパワーがある）、かけがえのない存在として（海は人類の母胎である）、支援する実践者であることから、その象徴としてソーシャルワーカーデーを「海の日」に設定しました。